

公益社団法人日本地球惑星科学連合 和達賞（固体地球科学セクション賞）規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が学術賞「公益社団法人日本地球惑星科学連合 和達賞（固体地球科学セクション賞）」（以下、「本賞」という。）により、固体地球科学分野において国際的に高い評価を得ており、学術の発展に大きく貢献している優れた研究者を表彰する為に必要な事項を定めるものである。本賞は固体地球科学セクションとして授賞する最高位の賞に位置づけられる。

（受賞者の要件）

第2条 受賞者は、固体地球科学分野において優れた研究成果を挙げ、固体地球科学に関連する幅広い分野において国際的に高い評価を得ており、現在第一線で活躍している個人とする。

（選考・受賞者数）

第3条 受賞者の選考は年1回行い、選考毎に原則1件を選ぶ。

（推薦）

第4条 本賞は、正会員の推薦により候補者となるものとする。候補者は、会員・非会員を問わない。推薦にあたっては、推薦者（複数可）が、3通のサポートレターとともに必要事項が記載された推薦書類（任意書式）をもって連合会長に提出するものとする。推薦書類の必要事項は「公益社団法人日本地球惑星科学連合 和達賞（固体地球科学セクション賞）」審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が別途定める。

2 推薦書類は、事務局にメールにて送付する事とする。

3 推薦者は、本人に受賞の意志があることを事前に確認しなければならない。

（審査委員会）

第5条 理事会は、審査委員会を設置し、推薦された候補者の中から受賞者を選考する。審査委員会に関する規則は別に定める。

（授与）

第6条 理事会は、審査委員会からの選考結果を受け、受賞者を認定する。会長は表彰式において受賞者に賞状を授与する。

（推薦・審査の実施時期）

第7条 候補者の推薦及び審査の時期は審査委員会が定める日程をもって行う。

（規定の改廃）

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2025年8月1日から施行する。

(2) 本賞の授賞は2026年度から開始する。